

第 8 粉末消火設備の設置等に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、粉末消火設備の設置及び維持に関し、令、規則及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 容器置場

容器置場は、「第 6 不活性ガス消火設備の設置等に関する指導基準（以下「不活性ガス消火」という。）」3（1）から（3）及び（5）から（7）アまでに準ずるほか、次によること。

- （1）容器置場には、「粉末消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。
- （2）貯蔵容器には、次の表示を設けること。

粉末消火設備消火薬剤	
1	消火剤の種類
2	消火剤量
3	最高使用圧力
4	製造年
5	製造者名

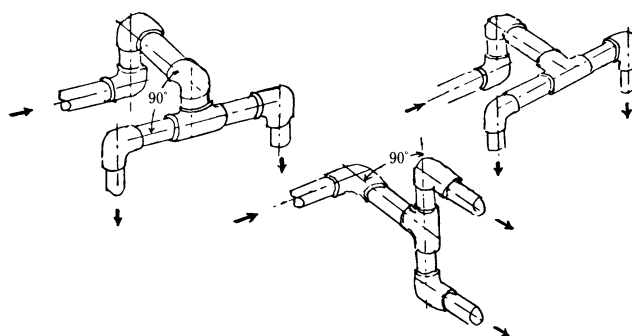
（注）最高使用圧力については、加圧式に限り表示すること。

3 配管等

配管等は、「不活性ガス消火」4 に準ずるほか、配管の構造、機能は、次によること。

- （1）同時放射した場合に、噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取り付け枝管に至るまでの配管をトーナメント方式とすること。
- （2）規則第 21 条第 4 項第 7 号へのただし書の措置とは、【図 1】の配管の組合わせ又は特別継手を用いる場合をいう。

【図 1】



(3) 配管径に対する最小流量は、次表によること。

管の呼び径 (A)	10	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125
最少流量 (kg/sec)	0.3	0.5	0.9	1.5	2.5	3.2	5.7	9.6	13.5	18.0	23.5	35.0

(4) 定圧作動装置は、認定品又は「粉末消火設備の定圧作動装置の基準」(平成7年告示第4号)に適合すると認められるものとする。

4 自動車車庫等の放射区域等

自動車車庫等の放射区域等は、次によること。

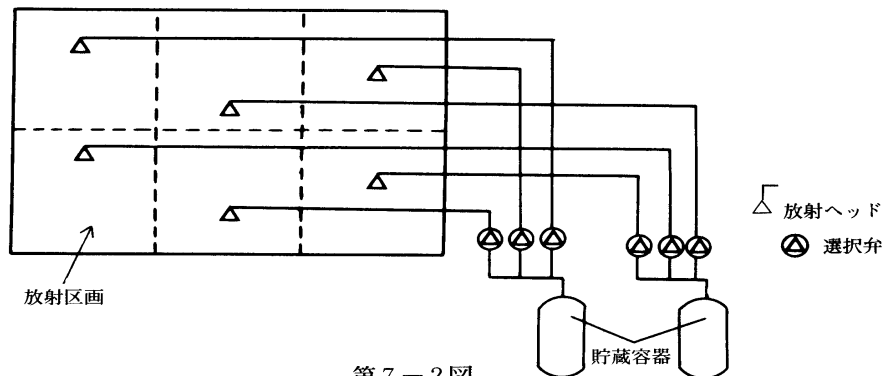
(1) 放射区画

車両が駐車するための柱、はり又は壁で囲まれた部分に、その前面の車路(車両の駐車する場所が車路をはさんで両側にある場合は、当該車両の中央線までの面積とする。)の部分を加えた床面積で100m²以上の部分を一放射区画とすること。

(2) 粉末貯蔵容器の設置個数

2以上の放射区画が相接する場合は、粉末貯蔵容器を2ユニット設置するものとし、相互に受け持つこととなる放射区画は、【図2】によること。

【図2】



第7-2図

(3) 貯蔵粉末薬剤量

粉末貯蔵容器を2ユニット設置することとなる場合は、それぞれの容器の受持つ放射区画のうち、最も大きい放射区画の床面積1m²につき、5.72kgで換算した量以上とすること。

5 制御盤

制御盤は、「不活性ガス消火」5(2)(エ中「閉止弁の開閉操作手順」を除く。)から(4)に準ずること。

6 火災等の表示装置

火災等の表示装置は、「不活性ガス消火」6((1)を除く。)に準ずること。

7 音響警報装置

音響警報装置は、「不活性ガス消火」7に準ずること。

8 起動装置

起動装置は、次によること。

(1) 全域放出方式の起動は、次によること。

ア 全域放出方式の起動は、手動式とすること。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不適當な場所に設けるものにあつては、自動式とすることができる。

イ 点検等で防護区画内が有人となる場合には、手動式に切り替えられること。

(2) 自動式の起動装置

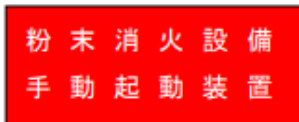
ア 感知器は、粉末消火設備専用のものとし防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第23条及び第24条に準じて設けること。

イ 感知器又はその直近には、粉末消火設備専用であることが明確に区別できる表示をすること。

(3) 手動式の起動装置

「不活性ガス消火」8(3)ア及びイに準ずるほか、手動式の起動装置には、見やすい個所に次の例のような表示を設けること。

ア 手動式の起動装置の表示



大きさ：縦10cm以上、横30cm以上
地 色：赤色 文字：白色

イ 注意事項の表示

 **注 意 事 項**

- 1 火災のとき以外に手をふれないこと。
- 2 火災のときは、次のことに注意すること。
 - (1) 室内に人がいないことを確かめる。
 - (2) この扉を開くと退避指令の放送が鳴る。
 - (3) ボタンを押すと出入口の扉（又はシャッター）が締まり秒後に粉末消火剤が室内へ吹き出す。
 - (4) 出入口上部の「粉末消火剤充满」が点灯しているときは、出入りを禁止する。
 - (5) 速やかに安全な場所に退避する。
- 3 あやまってボタンを押したときは、すぐに緊急停止（非常停止）ボタンを押してください。その後、責任者又は管理会社等に連絡してください。

(注1) 音響警報装置がサイレン又はベルの場合は、文中2(2)の「退避指令の放送」を「サイレン」又は「ベル」と書き替えるものとする。

(注2) 文字：2cm平方以上

(注3) 地色及び文字：地色が白の場合は文字は黒色、地色が灰色の場合は文字は緑色とする。なお、3については、文字を赤色とする。

9 保安措置

保安措置は、次によるものとする。

- (1) 全域放出方式の防護区画には、すべての出入口の見やすい位置に、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯を設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とすること。

また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。

**粉末消火剤充満
危険・立入禁止**

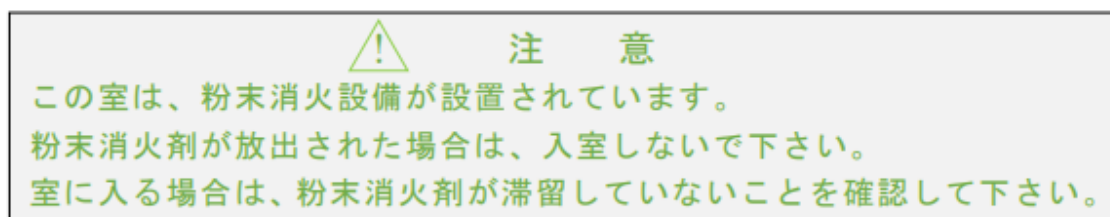
本体：赤色

大きさ：縦8cm以上 横28cm以上

地色：白色又は暗紫色

文字：赤色（消灯時は地色と同色）

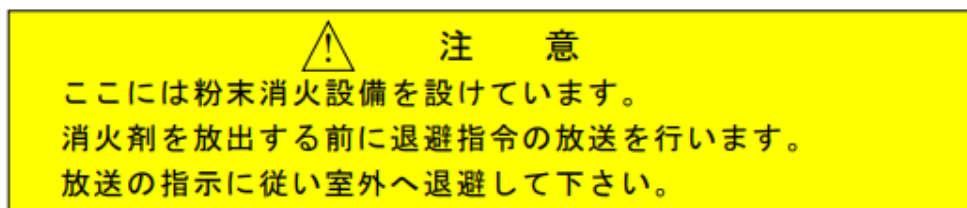
- (2) 全域放出方式の防護区画には、防護区画の主要な出入口等の見やすい位置に、次の例による表示を設けること。



大きさ：縦20cm以上、横30cm以上 地色：灰色 文字：緑色

- (3) 全域放出方式の防護区画内には、見やすい位置に次の例による表示を設けること。

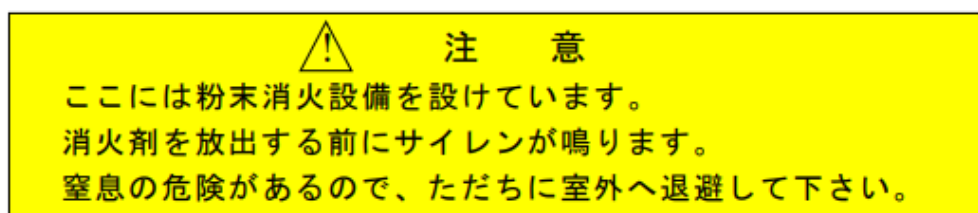
ア 音響警報装置が音声の場合



大きさ：縦27cm以上、横48cm以上

地色：黄色 文字：黒色 文字：2.5cm平方以上

イ 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



大きさ：縦27cm以上、横48cm以上

地 色：黄色 文字：黒色 文字：2.5cm平方以上

音響警報装置がベルの場合は、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。

(4) 全域放出方式の起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの時間（以下「遅延時間」という。）は、次によるものとし、遅延時間の調整用ダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等で調整用ダイヤルを固定すること。

ア 通常無人となる防護区画にあつては、遅延時間を20秒以上とすること。

イ 人が勤務し又は、監視のために入る防護区画にあつては、40秒以上とすること。ただし、防護区画内の人が有効に避難することが確認できる場合にあつては、その時間（20秒以上）とすることができる。

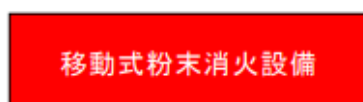
10 防護区画

全域放出方式の粉末消火設備を設置した防護区画は、「不活性ガス消火」10に準じ、(5)については、窒素、IG-55及びIG-541を放射するものに準ずること。

11 移動式の粉末消火設備

移動式の粉末消火設備は、「不活性ガス消火」16(1)から(4)に準ずるほか、次の例によること。

(1) 名称の表示



大きさ：縦10cm以上、横30cm以上

地 色：赤色

文 字：白色

(2) 使用方法の表示

使 用 方 法	
1	ホースを延ばす。
2	火災場所を確かめ1の弁を開く。
3	その他必要な事項

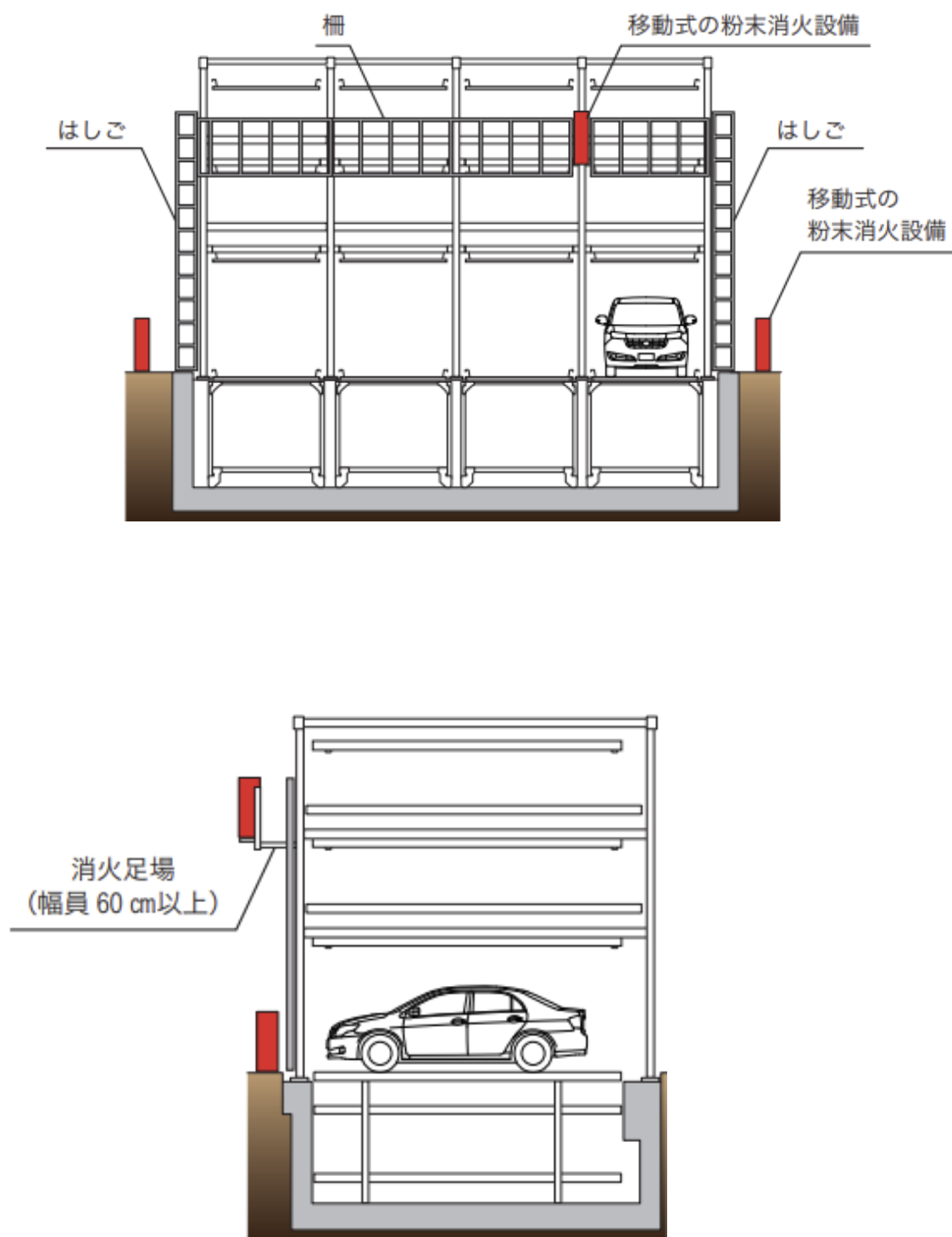
(注) 大きさ、記載内容等についてはそれぞれの機種、形状及び使用方法によること。

(3) 開放式の機械式駐車場（昇降機等の昇降装置により車両を収容させるものをいい、工作物に限る。）に移動式粉末消火設備を設置する場合は、原則として、すべての車両の直近に容易に到達でき、有効に放射できるよう、機械式駐車場の各段に消火足場を施設すること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障ないよう、次により設置すること。なお、消火足場を各段に設置しなくても、すべての車両に直接有効に放射できる場合には、2 段毎に設置することができる。【図 3－1、2】

- ア 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。
- イ 消火足場の天井高さは概ね 2 m 以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は 6 0 c m 以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。
- ウ 消火足場の各部分から異なる 2 方向以上の経路により地上に避難することができること。
- エ 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各段の昇降口が、直上段の昇降口と相互に同一垂直線上にないように、または、柵を設ける等落下防止措置を講じること。

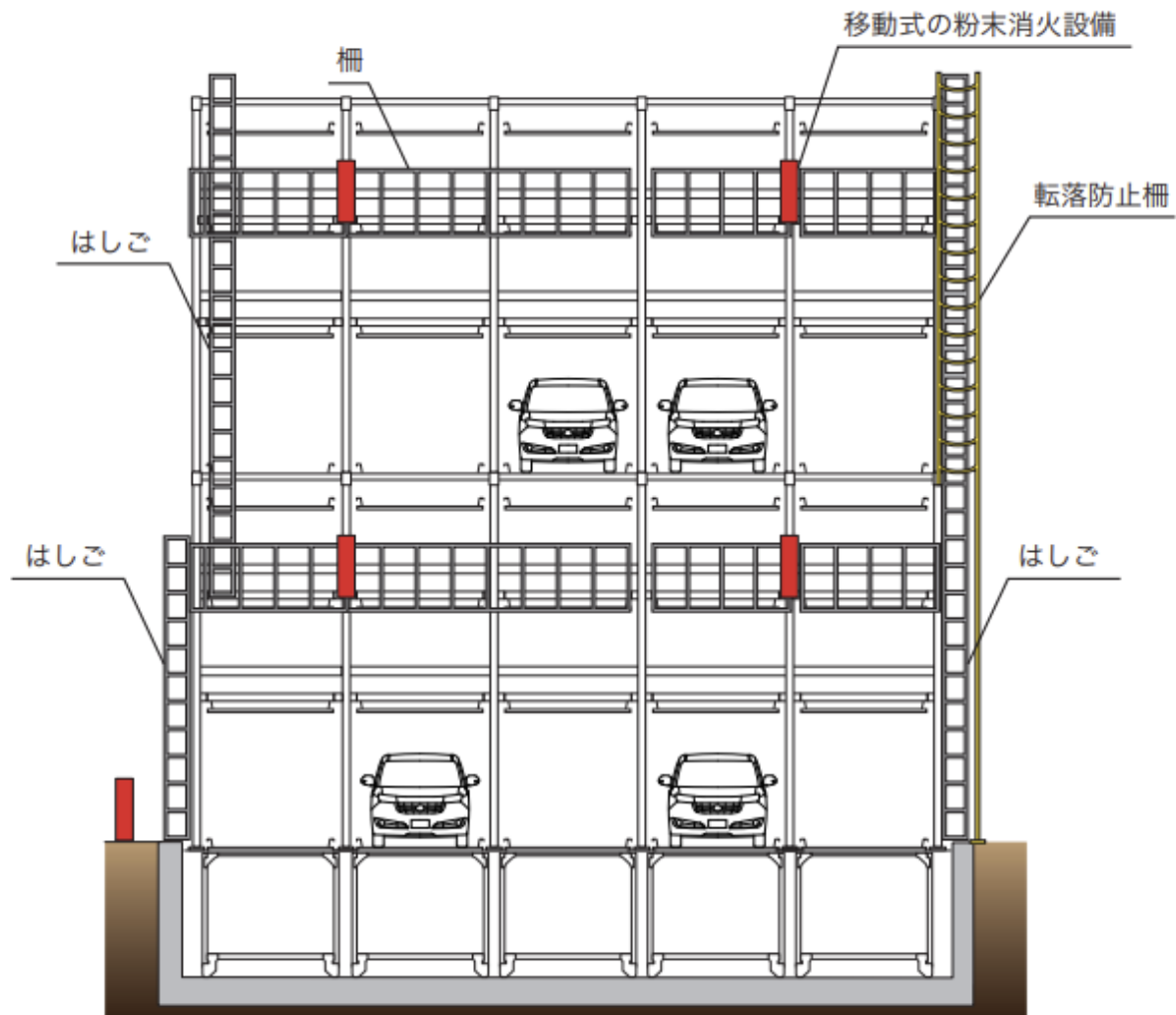
【 図 3 - 1 】

(3 層 4 段式の開放式の機械式駐車場の例)



【図 3 - 2】

(5層6段の開放式の機械式駐車場の例)



(4) 上下昇降式の機械式駐車場で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分(地下2段までのものに限る。)は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるように、次により設置すること(建築物の内部に設けるものは、地下1段までのものに限る。)。【図4】

ア 地下1段用

(ア) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル放射口を2個以上対角線になるように設置すること。

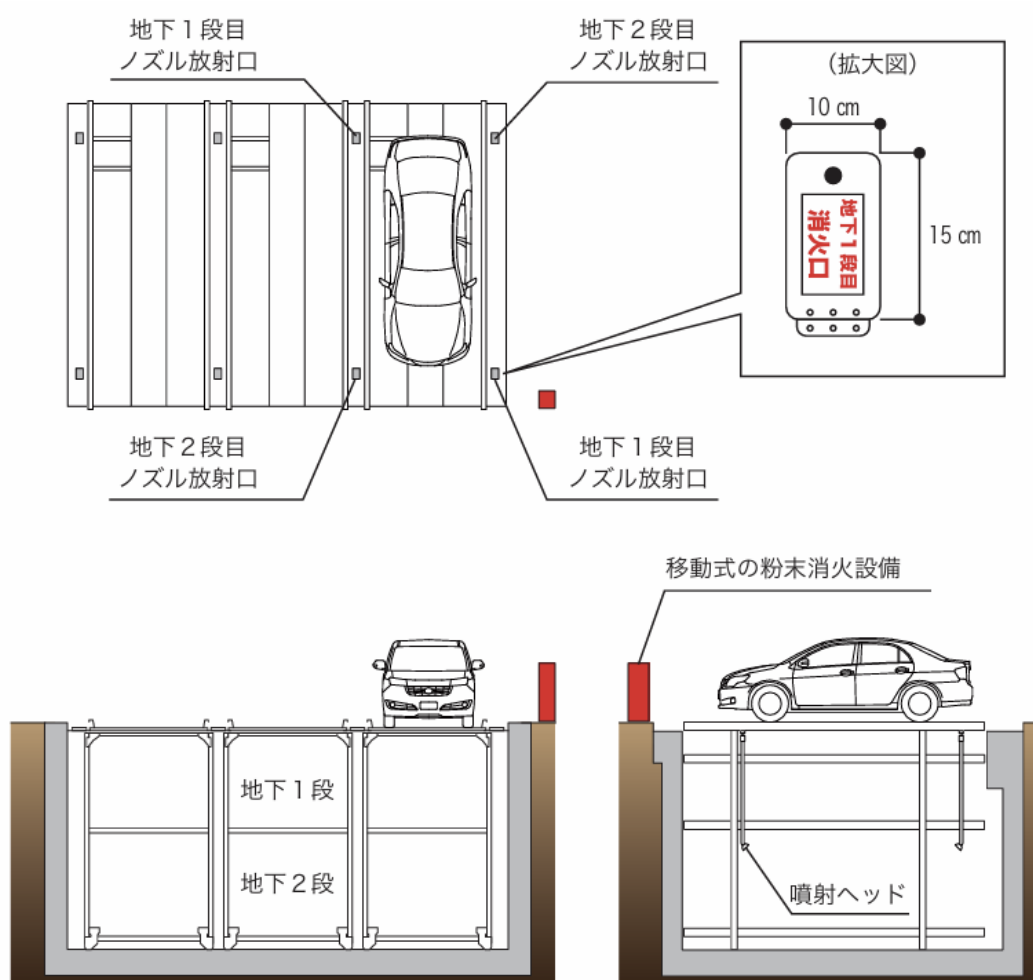
(イ) ノズル差込口の付近には、ノズル放射口である旨の表示をすること。

イ 地下 2 段用

地下 1 段目は地下 1 段用と同様とし、地下 2 段目は、次によること。

- (ア) 車両 1 台あたりのパレットに短辺 10 c m、長辺 15 c mのノズル放射口を 2 個以上対角線になるように設置すること。
- (イ) 放出口は、噴射ヘッド方式とすること。
- (ウ) ノズル放射口と放出口の接続は、鋼管とすること。
- (エ) ノズル放射口は、消火剤の漏れがない構造とすること。
- (オ) ノズル放射口の付近には、ノズル放射口である旨の表示をすること。

【 図 4 】



附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。